

## 資料1

## 健全化判断比率・資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の算定を行いましたので、同法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表いたします。

## ◆稲敷市の健全化判断比率・資金不足比率

単位：％

区 分		平成30年度決算 に基づく算定値	令和元年度決算に 基づく算定値	令和2年度決算に 基づく算定値	令和3年度決算に 基づく算定値	令和4年度決算に 基づく算定値
健全化判断比率	実質赤字比率	— (12.94)	— (12.95)	— (12.91)	— (12.87)	— (12.90)
	連結実質赤字比率	— (17.94)	— (17.95)	— (17.91)	— (17.87)	— (17.90)
	実質公債費比率	8.3 (25.0)	8.7 (25.0)	8.9 (25.0)	8.6 (25.0)	9.0 (25.0)
	将来負担比率	12.4 (350.0)	13.3 (350.0)	15.9 (350.0)	— (350.0)	— (350.0)
資金不足比率	水道事業	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)
	工業用水道事業	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)
	下水道事業	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)

＜上表の見方＞

- ・下段（ ）内の数値は、健全化判断比率については稲敷市の早期健全化基準を、資金不足比率については各公営企業の経営健全化基準を示します。
- ・「—」は当該比率が生じていないことを示します（実質赤字比率及び連結実質赤字比率においては赤字額がないこと、資金不足比率については資金不足額がないこと、つまり、黒字又は資金剰余の状態であることによります）。参考までに、黒字額及び資金剰余額は次のとおりですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、下段（ ）内に負の値として表示しました。

単位：千円，％

区 分		平成30年度決算 に基づく算定値	令和元年度決算に 基づく算定値	令和2年度決算に 基づく算定値	令和3年度決算に 基づく算定値	令和4年度決算に 基づく算定値
黒字額	実質赤字比率	617,284 (-4.72)	609,844 (-4.68)	904,821 (-6.72)	1,049,129 (-7.57)	932,996 (-6.90)
	連結実質赤字比率	2,277,348 (-17.44)	2,591,749 (-19.91)	3,027,730 (-22.51)	3,226,342 (-23.29)	3,136,586 (-23.21)
資金剰余額	水道事業	1,285,303	1,464,145	1,451,466	1,508,062	1,476,720
	工業用水道事業	140,258	145,401	150,189	154,697	158,692
	農業集落排水事業	31,270	—	—	—	—
	公共下水道事業	40,575	—	—	—	—
	下水道事業	—	153,299	248,166	283,207	306,763

## ◆財政健全化法とは？

従来の再建法制では、地方公共団体の普通会計（地方公共団体本体の会計）において赤字額が標準財政規模（※）の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体全体の財政の姿を反映したものではありませんでした。

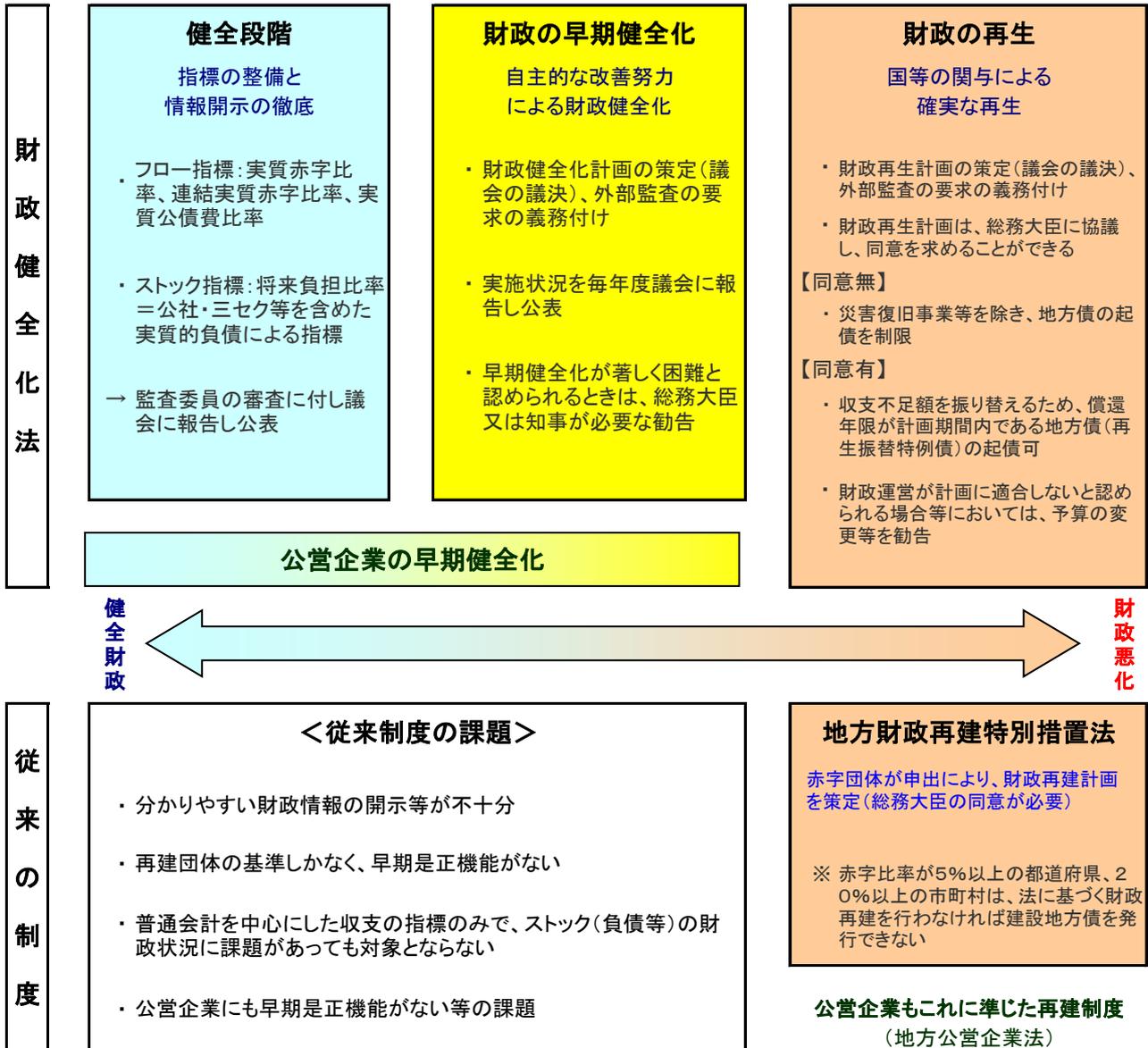
財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

（※）標準財政規模： 地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

稲敷市の令和4年度の標準財政規模は次のとおりです。

標準税収入額等 7,072,440千円 + 普通交付税額 6,228,501千円 + 臨時財政対策債発行可能額 210,217千円 = 13,511,158千円

## ○財政健全化法と従来制度との比較は？



## ○財政の健全度を判断するには？

4つの指標で判断します。

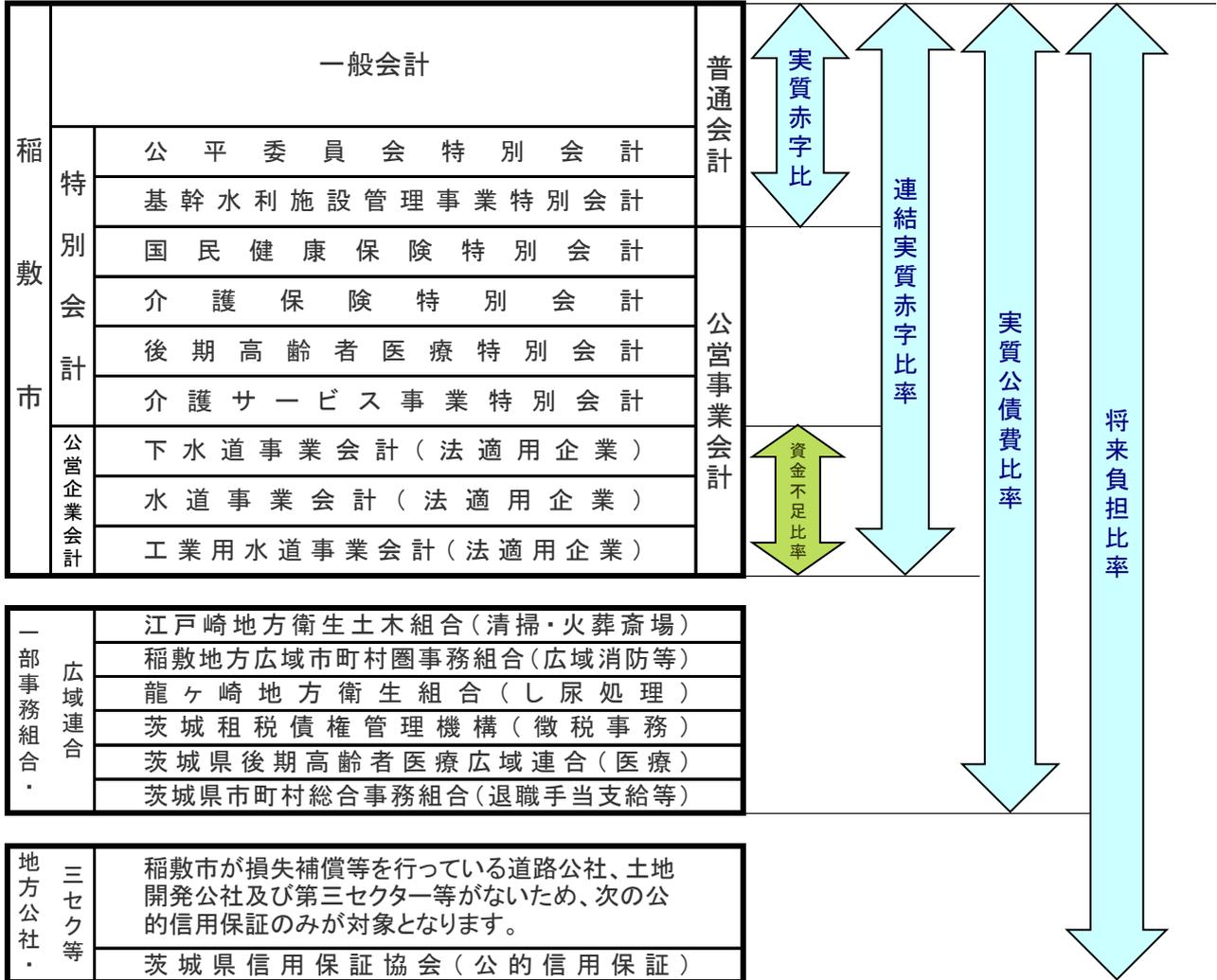
- (1) 実質赤字比率……………普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- (2) 連結実質赤字比率………全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- (3) 実質公債費比率……………一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- (4) 将来負担比率……………一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

また、公営企業は次の指標で判断します。

- (5) 資金不足比率……………資金不足額が事業規模に占める割合

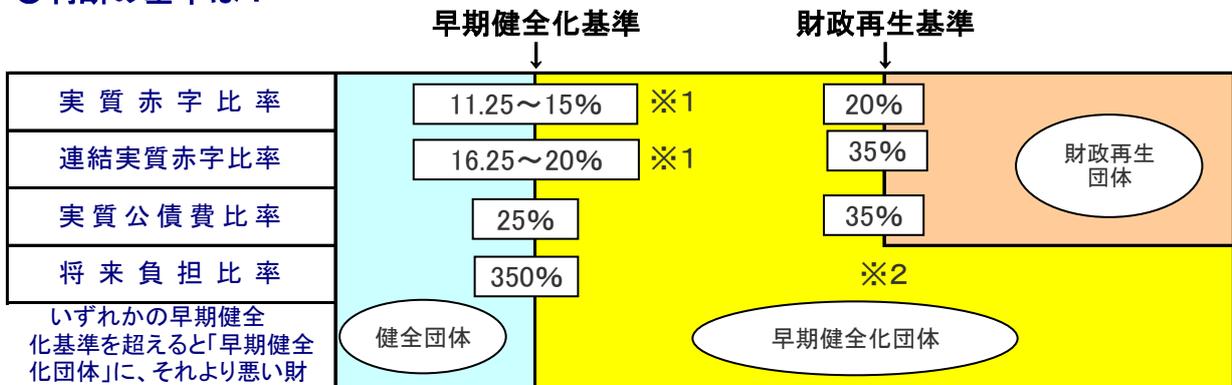
これらの指標は、平成19年度決算に基づき算定したのから公表する義務が生じます。また、平成20年度からは、これらの指標のいずれか1つが基準を超えた場合には、早期健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画の策定が義務付けられております。

## ○財政健全化法における財政指標の対象範囲



- 〈注〉
- ・資金不足比率は各公営企業会計ごとに算定します。
  - ・「稲敷市浮島財産区特別会計」及び「稲敷市古渡財産区特別会計」は、財産区が稲敷市とは異なる法人格を有するため、財政健全化法の対象とはなりません。

## ○判断の基準は？



- ※1 市町村の早期健全化基準は財政規模に応じて異なります。  
 ※2 将来負担比率には財政再生基準は設けられておりません。



経営健全化基準を超えた公営企業は、経営健全化計画の策定が必要となります。

## ○早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

## ○財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなります。総務大臣の許可が得られなければ地方債の起債ができなくなります。また、税金や公共料金の見直しなどを行わざるを得なくなります。

## ○計画の実施状況は？

計画の実施状況は毎年9月30日までに公表する義務が生じます。取り組みが不十分な場合は、健全化団体では国または県が、市町村に対し必要な勧告を行うこととなります。財政再生段階においては国が市町村に対し予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。

## ○議会や監査委員との関係は？

財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要になります。

- (1) 各指標は、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表しなければなりません。
- (2) 早期健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定する際には、議会が議決し、住民に公表されます。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。
- (3) 早期健全化団体・財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について外部監査を受けなければなりません。

## ○稲敷市の健全化判断比率の算定に用いた具体的な数値は？

健全化判断比率を算定するにあたり、実際に用いた数値については、次のファイルにより公表しております。

**健全化判断比率の状況(PDFファイル)** ← 稲敷市HPの企画財政課のページ内に掲載